

第8章 栃木県における避難者の損害賠償の現状

— 区域・家族構成に焦点を当てて —

匂坂宏枝・阪本公美子

はじめに

1 避難状況と避難者の必要な情報

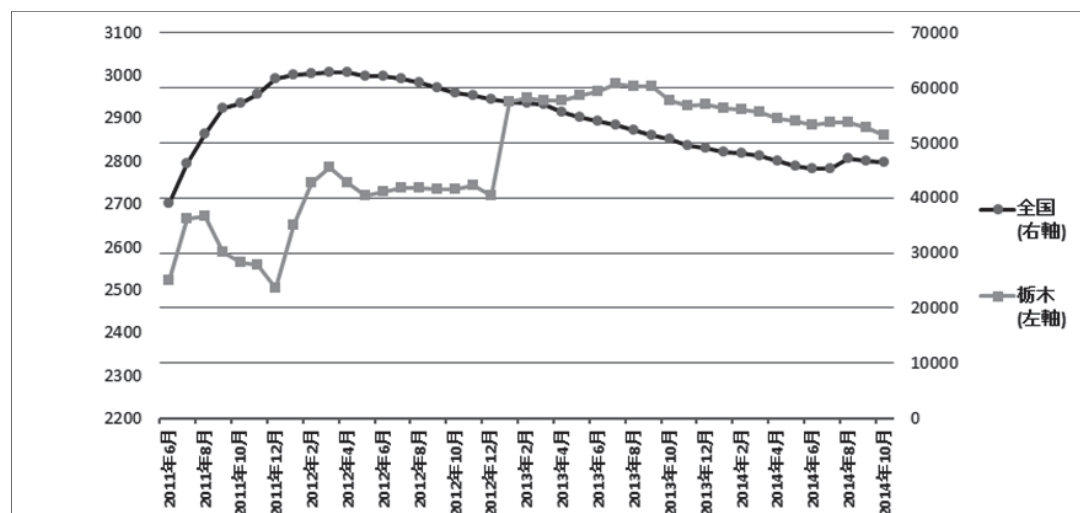
東日本大震災以降、福島県から栃木県に避難してきた避難者の人数は、図1のように2013年7月の2,980人を最多人数として下がり続けているものの、2014年10月現在でも2,860人（2013年7月の96%）が栃木県内で避難生活を送っている。全国の福島県外避難者数については、2012年3月の62,831人から次第に減少し、2014年10月現在で46,416人（2012年3月の74%）となっている。栃木県の避難者数の減少率については全国の減少率に比べると緩やかである。しかし、全国の避難者数は減少しているとはいえ、現在も多くの方が福島県外で避難生活を継

続していることに変わりはない。

このように、長期化している避難生活を続ける上でも、また避難解除が通告され避難元に帰還することになったとしても、避難元や避難先自治体の情報を得ることは必要不可欠である。栃木県内の避難者宅については、避難元の行政機関からの情報発送があるほか、栃木県内の避難者支援団体であるとちぎ暮らし応援会からは隔月で福島県内および栃木県内の避難生活に関わる情報が発送されている¹。

これらの発送物は避難者にとって重要な情報源の一つであるが、その内容について避難者は如何様な情報を希望しているだろうか。2014年1月から2月に福島県避難者支援課が実施した「福島県避難者意向調査」のアンケート結果

図1. 福島県から県外（全国・栃木）への避難者人数



出典：高橋・阪本・匂坂（2014）より筆者改変（データ元：福島県ホームページ、福島県避難者支援課「福島県から県外への避難状況」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/90191.pdf> 2014年10月16日現在）

1 2014年度は隔月の発送となっている。

に、避難者が希望する情報についての報告がある。

この報告によれば、「東京電力の賠償に関する情報」は、避難指示区域内（以下、「区域内」）の避難世帯では71.9%、避難指示区域外（以下、「区域外」）を合わせても67.7%の避難世帯が要望していた。このうち、区域外からの避難世帯も、半数近い48.0%の世帯が要望している。

また避難先別では、福島県内避難世帯の67.1%、福島県外避難世帯の68.6%が、「東京電力の賠償に関する情報」を要望していた。この割合は他の要望と比べると最も高い割合であった。つまり、東日本大震災から3年近くが経った時点においても、多くの避難世帯が損害賠償の情報に関心を持っているといえる。

栃木県への避難者のみの結果報告はないためその割合は明らかではないが、上記の福島県外避難世帯のデータを鑑みると、栃木県内避難世帯でも「東京電力の賠償に関する情報」の関心は高いであろうことが推測できる。

2 東電への損害賠償請求

現在の損害賠償請求については、文部科学省の内部組織である原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が示した指針に従って、区域内の避難者が東京電力へ損害賠償請求をすることになっている。賠償額に対して不服がある場合は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に申し立て、東電と和解を目指すという手続きになる。原賠審が示す賠償金額については、都度、中間指針に追加補正が行われており、現在は平成25年12月26日に公表された「中間指針第四次追補」に従って賠償金が支払われている。さらに、被災者への賠償金支払いを円滑に進めるために、2011年8月に原子力損害賠償支援機構（2014年9月より「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と名称変更）が設立された。機構は、損害賠償請求の早期終了を目指し、福

島県内外で弁護士同席による相談会も開催しており、相談内容によっては原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てにつないでいる。

原賠審が示した指針の損害賠償金は、策定当初、区域内の避難者のみに対する賠償金支払いを想定していたが、2012年3月の「中間指針第二次追補」より区域外からの避難者（自主避難者）にも一定条件で賠償金が支払われている。しかし、区域外からの避難者については、さらに考慮すべき被害があり、相当額の賠償金が支払われなければならないとする報告もある²。

原子力損害賠償支援機構の相談会についても、区域外避難者に対する相談会は行われているものの区域内避難者に比べると消極的な対応になっていると言わざるを得ない。機構が避難者に配布している相談会開催の案内配布物を見ても、「自主的避難の方も相談可能です。」と書き添えられているだけで、相談会が区域内避難者を主対象としていることが分かる。

これに対し、積極的に区域外避難者の賠償金請求を促す動きが福島県外にある。たとえば、区域外避難者が中心に活動している当事者団体の山形避難者母の会は山形弁護士会と連携し、区域外避難の損害賠償に関わる相談会の開催、資料制作等に力を注ぎ、積極的に損害賠償金請求手続きを進めている。しかし、このような区域外避難者の損害賠償請求を促すための体制は、栃木県をはじめ、ほとんどの自治体や弁護士会で対応できていないのが現状であり、区域外避難者の賠償金請求に地域差が生じているといえる。

3 栃木県内の損害賠償請求相談会・説明会

栃木県内においても、震災以降、支援団体が企画した相談会、説明会が県内各地で開催され

2 中川（2014）、55頁。

てきた。筆者らがかかわってきた宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト（FSP）の姉妹プロジェクトである福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト（FnmnP）栃木でも、2012年3月から2013年2月の間にお茶会や交流会の開催と同時に行政書士や弁護士による相談会を宇都宮市内で4回開催してきた。2014年3月以降は、原子力損害賠償支援機構による説明会、相談会が栃木県内で開催されている。これは平成25年12月に閣議決定された中間指針第四次追補内の「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」の事項を福島県外の避難者にも周知するために設けられた機会である。栃木県内で機構による相談会が開催されるようになった2014年3月以前については、栃木県への避難者が相談をしたり説明会に出席したりする場合、栃木県内の支援団体が開催した相談会に出席するか、または福島県内で機構が開催する説明会・相談会に遠路赴き出席するほかなかった。あるいは、自ら東電に問い合わせの連絡をする、弁護士を探して相談するという方法を取った避難者もいたであろう。下は、現在までに栃木県内で開催された機構による説明会、相談会である。

- ・2014年3月1日（土）
栃木県教育会館（宇都宮市内）
- ・2014年5月11日（日）
那須塩原市三島公民館
- ・2014年8月30日（土）
小山市中央市民会館
- ・2014年12月6日（土）
宇都宮市総合コミュニティセンター

これらの説明会・相談会の案内配布物は、県内の避難者支援団体である、とちぎ暮らし応援会の情報発送業務によって避難者宅へ知らされている。

また通常、機構による説明会・相談会の方が、支援団体開催のものより相談者の受け入れ規模が大きく、開催場所も県南、県北、県央の地域を網羅し、交通至便な市街中心地の公共施設で開催している。機構によれば、説明会には30～50名が参加し、個別相談会には12～14名の参加者があるとのことで、いずれも支援団体が開催してきた相談会より多数の避難者が相談に訪れている。

4 これまでの研究と本報告について

損害賠償に関する研究については、問題が賠償金設定に及ぶのは必然であり、そのため法学の観点から報告されることが多い³。賠償金額設定方法について判例やこれまでの原発事故時の補償と比較し、福島第一原発事故に関する損害賠償金及び原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の問題点に言及している⁴。さらに当初、原賠審は賠償金の支払い対象を区域内の避難者のみとしたため、調査対象についても区域内からの避難者となることが多く⁵、区域外の避難者に言及している報告については数少ない。また、浦川⁶が指摘しているように、原賠審は中間指針第三次追補を策定するまで、被災住民の声を十分に汲んだ上で賠償金設定をしていない。それと同様に学識研究者による被災住民への聞き取りの研究報告も見当たらない。

筆者らは福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト（FSP）の活動の一環として、これまでも災害において最も脆弱な存在である乳幼児、妊産婦に焦点をあて支援を行ってきた。また、本プロジェクトと協力体制のある市民団体による訪問支援活動の支援員から、高齢者のいる世帯が

3 小祝（2013）、172-188頁。

4 小島（2013）、18-24頁。

5 除本（2013）、37-43頁、小海（2013）、25-31頁、米倉（2013）、32-36頁。

6 浦川（2013）、14頁。

抱える問題の深刻さが顕著であるとの報告を受け、随時対応をしてきた。その一つとして、このような扶養家族の有無や家族構成をてがかりにアンケートを集計し、栃木県内の避難者の現状として報告をしてきた。東電への賠償請求に関しても、アンケートの集計結果と自由記述欄に書かれた個々の声を報告してきたが、家族構成による分析については報告をしていない。

そこで、本論では、2013年8月にFSPが実施した「栃木県内避難者アンケート調査」の「状況への対応に関するアンケート」内で、東電へ損害賠償を請求したか（問19）、また専門家に相談したり、説明会に参加したりしたか（問20）の回答について、家族構成別に分析をし、栃木県内避難者の賠償請求に対する意識と問題点を明らかにしたい。さらに、自由記述欄の記載についてはこれまでに記載内容別に分類し報告をしたが、家族構成別には分類していなかった。本論では、子育て世帯を基に自由記述欄の記載を分類し、子どもの有無による賠償請求に対する個々の背景を分析する。

I 栃木県内避難者アンケートについて

2013年8月にFSPは「栃木県内避難者アンケート調査」を県内の避難者世帯1,017件に配布し107件の回答を得た（回収率10.5%）。アンケートの結果報告は、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター（CMPS）のホームページのほか報告会の開催、FSPの報告書等で発表してきた。

そのアンケート項目の1つである「状況への対応に関するアンケート」内で、東電へ損害賠償を請求したか（問19）、また専門家に相談したり、説明会に参加したりしましたか（問20）を質問し回答を得た⁷。

本論では問19と問20について家族構成、とくに高齢者（60歳以上）がいるかないか、子育て世帯かどうかによる損害賠償請求への影

響を明らかにする。さらに、以下のように2項目の関連性についても分析を試みる。問19では区域別との関連性、問20では相談したことと問19の請求したこととの関連性について分析をする。加えて、子育て世帯については自由記述欄に書かれた記述を回答毎に分け、賠償請求や説明会・相談会に対する個別の状況を明らかにしたい。

なお、本論では、区域1として警戒区域、計画的避難区域、（区域再編後）帰宅困難区域、（区域再編後）居住制限区域、区域2として（区域再編後）避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、区域外として指示・指定なし、福島県その他、福島県以外の3区域に区分した。また、区域1と区域2の何らかの避難指示が出ている区域を区域内、避難指示区域外を区域外とした。

II 「問19 東電へ損害賠償をしましたか」の分析

1 集計結果と区域別

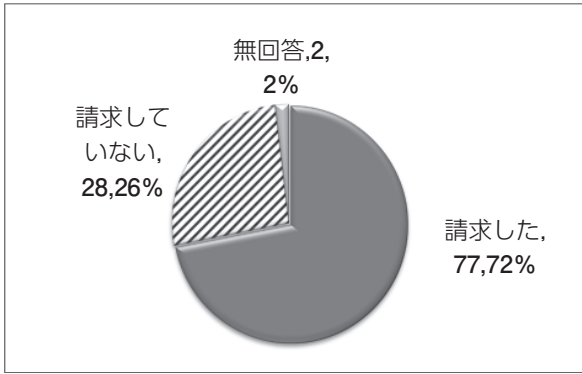
全体としてのアンケート集計は、東電への損害賠償請求について77名（72%）が請求をしており28名（26%）が請求をしていない（図2）。

区域別にみると区域1では46名（94%）、区域2では23名（92%）、区域外では6名（25%）が損害賠償請求をしている（表1）⁸。区域内からの避難者の多くが既に損害賠償請求しているが、区域外では75%の避難者が請求をしていない。

7 問19については、集計結果のほか避難区域別、回答者の年代別にクロス集計を行った結果を既に報告をし、問20についてはアンケート集計結果を発表している（阪本・匂坂 2014b、23頁、FSP2014b、118頁）。

8 阪本・匂坂（2014a）、12頁。

図2. 問19 東電へ請求をしましたか



出典：FSP（2014b）

表1. 東電へ損害賠償請求しましたか（区域詳細別）

	請求した	請求していない	無回答
区域1	46	3	0
区域2	23	2	0
区域外	6	18	2
無回答	2	5	0
	77	28	2

出典：阪本・匂坂（2014b）より筆者改変

2 高齢者がいる世帯別

高齢者(60歳以上)がいる世帯は40名(37%)であり、そのうち賠償請求をしたのは34名(85%)、請求しなかったのは5名(13%)である(表2)。一方、高齢者がいない世帯は67名(63%)で、賠償請求したのは43名(64%)、請求しなかったのは23名(34%)である。つ

まり、高齢者がいる世帯のほうが、高齢者がいない世帯よりも請求した割合が高いといえる⁹。

さらに、区域別にみると、区域1で請求した人数は、高齢者がいる場合23名、高齢者がいない場合も23名であり、同数となっている。また、同様に区域2でも請求した人数は、高齢者がいる場合は11名、高齢者がいない場合は12名でほぼ同数である。

区域1の請求しなかった人数でも、高齢者がいる場合は2名、高齢者がいない場合は1名である。区域2でも高齢者がいる場合は0名、高齢者がいない場合は2名であった。つまり、区域内の避難者は高齢者の有無に関わらず、請求する世帯が多いということがいえる。

一方、区域外では、高齢者がいるのは3名のみであり、その3名全てが請求をしていない。高齢者がいない場合では、請求したのは6名、請求しなかったのは15名であり、区域外で高齢者がいない世帯の30%が請求をしているという結果になった。

避難者全体で見ると高齢者がいる世帯のほうが損害賠償請求をする割合が高いが、これは、区域外の避難者世帯で高齢者が少なく、またその多くが請求もしていないということが影響し

表2. 賠償請求をしたか 高齢者の有無別（問19）

高齢者の有無	回答数		%	問19		区域別		
	回答数	%		回答数	%	回答数	%	
高齢者がいる	40	37%	請求した	34	85%	区域1	23	58%
						区域2	11	28%
						区域外		
						無回答		
高齢者がいない	67	63%	請求していない	5	13%	区域1	2	5%
						区域2		
						区域外	3	8%
						無回答		
高齢者がいない	67	63%	無回答	1	3%	区域外	1	3%
			請求した	43	64%	区域1	23	34%
						区域2	12	18%
						区域外	6	9%
高齢者がいない	67	63%	請求していない	23	34%	無回答	2	3%
						区域1	1	1%
						区域2	2	3%
						区域外	15	22%
合計	107	100%	無回答	1	1%	無回答	5	7%
						区域外	1	1%
	107	100%		107	100%		107	100%

出典：「2013年8月栃木県内避難者アンケート調査」結果より筆者作成
 （なお、以降、ことわりがない図表については上記と同じ出典。）

9 P値=0.000

ているのである。

3 子育て世帯別

子育て世帯で請求したのは42名(70%)、請求しなかったのは17名(28%)であり、子育て世帯以外で請求したのは35名(74%)、請求しなかったのは11名(23%)であった(表3)。割合で比較すると、損害賠償請求をする動機として、子育て世帯か子育て世帯でないかについてはほとんど違いがないという結果になった¹⁰。

ここで特筆すべきことは、先述の区域別の請求件数のうち、請求した区域外の6名が全て子育て世帯であるということである。しかし、区域外からの子育て世帯の避難者は、17名であり、この6名は35%にあたる。つまり、区域外の避難者で損害賠償請求をするのは子育て世帯ではあるものの、65%の世帯は請求をしていないということになる。

4 自由記述欄

アンケートでは「請求していない」と回答した方に対してその理由を記述していただき、19件の記述があった¹¹。子育て世帯か否かによって、請求理由の差異を分析するため、下に自由記述を表3の「問19記述数」に従って記載する。

○子育て世帯

<請求していない・区域1>

東電からの賠償送付に基づいて請求するだけ

<請求していない・区域2>

手続き中

<請求していない・区域外>

自主避難のため

いわき市出身であり、自主避難だから

避難区域ではないため。

どうしていいかわからないし、避難区域外であ

いてにしてもらえないと思うので

どうせ無理

よくわからないため

どのようにしていいのかわからないため

今後請求していきたい。

<請求していない・無回答>

自主避難は何をどうやって請求すれば良いのか

わからない

請求しても支払われないと思うから

○子育て世帯以外

<請求していない・区域1>

今は無職ですが、その時は働いていたので、南

表3. 賠償請求をしたか 子育て世帯別 (問19)

子どもの有無	問19		問19		区域別		問19記述数			
	回答数	%	回答数	%	回答数	%				
子育て世帯である	60	56%	請求した	42	70%	区域1	23	38%		
						区域2	11	18%		
						区域外	6	10%		
						無回答	2	3%		
						区域1	1	2%		1
子育て世帯以外	47	44%	請求した	35	74%	区域2	1	2%	1	
						区域外	10	17%	8	
						無回答	5	8%	2	
						区域外	1	2%		
						区域1	23	49%		
			請求していない	11	23%	区域2	12	26%		
						区域外				
						無回答				
						区域1	2	4%		1
						区域2	1	2%		
			無回答	1	2%	区域外	8	17%	6	
						無回答	1	2%		
						無回答	1	2%		
						無回答				
						無回答				
	107	100%		107	100%		107	100%	19	

10 P値=0.840

11 質問の設定上、「請求した」と回答した方の記述はない。

相馬市にいる親と一緒にしてもらい請求したので

<請求していない・区域外>

指定区域外だから

指定区域外のため

自主避難だからです。

自主避難なので。

自主避難なので請求出来るのか 請求の対象がわからない 高速代、ガソリン代は請求したい

自主避難のため

区域内の避難者については、すでに何らかの方法で請求していることがわかる。注目すべきは、区域外の回答者であろう。子育て世帯の記述では、区域外（自主避難）であることを理由に請求していない世帯は10件中4件、手続きが不明であることを挙げている世帯は10件中4件である。一方、子育て世帯以外の記述では、区域外（自主避難）であることを理由に請求していない世帯は6件中5件、手続きが不明であることを挙げている世帯は6件中1件である。以上のように、区域外（自主避難）であること、請求したくてもその手続きが不明であることが損害賠償請求をしない理由の主な原因となっていることがわかる。さらに、請求方法がわからないという記述には、手続き方法がわかりさえすれば請求したいという、より請求に対する積極的な気持ちがうかがえる。その件数を子育て世帯と子育て世帯以外とで比較すると、子育て世帯の方が「手続きが不明」という記述件数が多く、区域外といえども損害賠償請求に対してより積極的な姿勢であるといえる。この記述内容の分析は、前述の「区域外で請求したのはすべて子育て世帯である」という結果と同様の傾向となっている。

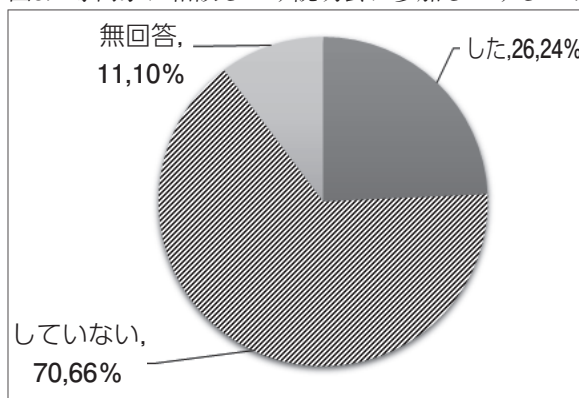
Ⅲ 「問20 専門家に相談したり、説明会に参加したりしましたか」の分析

1 集計結果・区域別・問19との分析

全体としてのアンケート集計では、26名（24%）が専門家へ相談したり説明会へ参加したり（以後、「相談する」に省略）しており70名（66%）がしていない（図3）。区域別にみると、区域1と区域2からの避難者は相談しているが、区域外の避難者は全く相談していない（表4）。

問20の結果を問19の東電に損害賠償請求をしたかの回答とクロス集計をすると表5のような結果になる。相談して請求したのは、26名中25名（相談した人のうち96%）であるのに対し、相談せずに請求したのは70名中45名（相談しなかった人のうち64%）である。相談をした26名のほとんどが、表4のように区域内の避難者ではあるものの、相談することが、実際に東電への損害賠償請求に結び付いていることがわかる¹²。

図3. 専門家に相談したり説明会に参加したりしたか



出典：FSP（2014b）、118頁。

¹² P値=0.000

表4. 専門家への相談、説明会への参加をしたか 区域別 (問20)

	相談した	相談していない	無回答	合計
区域1	19	26	4	49
区域2	6	16	3	25
区域外	0	22	4	26
無回答	1	6	0	7
合計	26	70	11	107

表5. 賠償請求 (問20) と専門家への相談、説明会への参加 (問19)

問20			問19				小計
	回答数	%		回答数	%	%	
相談した	26	24%	請求した	25	23%	96%	100%
			請求していない	1	1%	4%	
相談していない	70	65%	請求した	45	42%	64%	100%
			請求していない	25	23%	36%	
無回答	11	10%	請求した	7	7%	64%	100%
			請求していない	2	2%	18%	
無回答	2	2%	無回答	2	2%	18%	
合計	107	100%		107	100%	問20の回答を100%	

2 高齢者がいる世帯別

高齢者がいる世帯で相談したのは、16名(40%)であり、高齢者がいない世帯では10名(15%)であった(表6)。相談しなかった人数は高齢者がいる世帯では19名(48%)、高齢者がいない世帯では51名(76%)となった。高齢者がいる世帯のほうがいない世帯よりも相談をしているといえる¹³。

次に、問19の回答とクロス集計すると、表5の結果と同様に高齢者がいる世帯でも、いない世帯でも相談したほとんどの世帯が賠償請求

をしている。また、相談しなかったが請求をした世帯は、高齢者がいる世帯では15名(38%)、高齢者がいない世帯では30名(45%)、相談もせず請求もしなかった世帯は高齢者がいる世帯では4名(10%)、高齢者がいない世帯では21名(31%)であった。相談しなかった世帯が請求したか否かについては、高齢者の有無で大きく差は現れなかった¹⁴。つまり、相談したか否かと請求行動の間には高齢者の有無が影響しているとはいえないのである。

表6. 専門家への相談、説明会への参加をしたか 高齢者の有無別 (問20)

高齢者の有無	問20		問19					
	回答数	%		回答数	%	回答数 %		
高齢者がいる	40	37%	相談した	16	40%	請求した	15	38%
			相談していない	19	48%	請求していない	1	3%
			無回答	5	13%	請求した	15	38%
高齢者がいない	67	63%	相談した	10	15%	請求していない	4	10%
			相談していない	51	76%	請求した	4	10%
			無回答	6	9%	請求していない	10	15%
						請求した	30	45%
						請求していない	21	31%
						請求した	2	3%
						請求していない	3	4%
						無回答	2	3%
	107	100%		107	100%		107	100%

13 P値 = 0.007

14 P値 = 0.163

3 子育て世帯別

子育て世帯が相談したのは9名（15%）であり、一方子育て世帯以外は17名（36%）が相談をしている（表7）。相談していない割合を比較しても子育て世帯は46名（77%）、子育て世帯以外は24名（51%）であり、子育て世帯はそうでない場合よりも相談をしていない¹⁵。

さらに、問19の回答とクロス集計すると子育て世帯の場合は、相談した世帯全員が損害賠償を請求し、子育て世帯以外でも17名中16名が請求をしており、大きな差は認められない¹⁶。

また、相談していない場合では、子育て世帯

で請求したのは29名（48%）、請求していないのは17名（28%）であり、子育て世帯以外で請求したのは16名（34%）、請求していないのは8名（17%）であった。相談しなかった世帯が請求したかしていないかについては、子育て世帯であるか否かで大きく差は現れなかった¹⁷。

つまり、避難世帯全体をみれば相談したか否かは請求行動に影響するが、相談したか否かと請求行動の間には子育て世帯か否かは影響していないといえる。

表7. 専門家への相談、説明会への参加をしたか 子育て世帯別（問20）

子どもの有無	問20		問19				問20 記述数		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%			
子育て世帯である	60	56%	相談した	9	15%	請求した	9	15%	
			相談していない	46	77%	請求していない	0	0%	16
			無回答	5	8%	請求した	29	48%	13
子育て世帯以外	47	44%	相談した	17	36%	請求していない	17	28%	
			相談していない	24	51%	請求した	4	7%	
			無回答	6	13%	請求していない	0	0%	
	107	100%		107	100%		107	100%	44

4 自由記述欄

問20で相談しなかった理由の自由記述欄によると、表7の「問20記述数」とおり44件の回答があった。「問20 専門家への相談、説明会への参加」と、「問19 損害賠償を請求した」件数を連関させ、自由記述を下のよう分類した。誤字等もそのまま記載した。

○子育て世帯

<相談していない・請求した>

子どもが小さいし、遠くなので。

子どもを預けることができないので

遠い、はずかしい

相談できる場所が近くにないから

近くで相談会などをやっていない。個別だと

自宅に来てもらうしかないので相談しづらい。

理解しにくいがTELなどで対応している

説明会へ行く日程とのつごうが合わない

しても仕方ない

どうせムダだから。

どのような損害、賠償されるかの解釈が、わか

らない。

わからなかった。

どこでやるかわからない。これ以上良くなりそ

うにないから

15 P値=0.018

16 P値=0.654

17 P値=0.488

精神的に追いついていかない。気持ちが沈む
必要がなかったから
これからしたい
宅地などこれから専門家に相談したい
父母にまかせているため
〈相談していない・請求していない〉
仕事が忙しい
時間がない。
就労していると時間がとれない
仕事がある為
もらえないと思っているから
損害賠償の対象にはならない。
しても無駄な気がする。 (どうせ東電は支
払わないと思ってしまう)
相談しても仕方ないのかと思って
どうせ無理
どこで説明会等あっているのかわからない
どこでしてるのか、まったくわからない
何も分からない為 (損害賠償請求ができること
等)
何を請求するか分からない

○子育て世帯以外

〈相談した・請求していない〉
H23.3/12の朝、1Fから顔をかくしながら先に逃
げた社員数人の顔が忘れられず、イライラし
たり心底撃沈したりしてしまう。
〈相談していない・請求した〉
所詮他人ごとで親身になって考えてくれそうに
ないから
説明会場が遠いため
日程が合わない
電話すると一人一人説明誤なるため信用してい
ない その人その人でなぜ担当が説明がちが
うか
必要なかった
長女が請求してくれた
請求書通りで作成

損害賠償請求書の書き方を直接TELで問い合わ
せました。

特になし
〈相談していない・請求していない〉
あきらめ
無理だと思った。
特に対象とされていないから。
自主避難者は何の保証もされない
父にまかせていたから

子育て世帯で相談していないが請求をした世
帯では、子どもを預けて遠方の相談会に出席で
きななかったり、日程が合わなかったりして出席
できていない世帯がある。栃木県では都市部以
外の地域では公共交通機関が不便な地域があ
り、都市部で開催している相談会に出席できな
い世帯もあるだろう。また、相談会があること
は知っているが、相談会自体に期待をしていな
い記述も多かった。

子育て世帯で相談も請求もしなかった世帯
は、仕事のため時間が取れないことを挙げてい
る。また、相談していない世帯は前述の通り区
域外からの避難者が多いため、相談すること自
体を諦めている回答も目立つ。場所も機会も請
求内容もわからないという回答もある。

子育て世帯以外で、相談していないが請求し
た理由には会場が遠方であったこと、日程が合
わないことを挙げています。また、相談会自体に
信用を置いていない記述も複数あった。相談も
請求もしなかった場合は、子育て世帯の場合と
同様に区域外からの避難者が多いため、損害賠
償請求はできないと思いつめている回答が多
かった。

この子育て世帯以外の避難者の中で、注目し
たいのは相談したにもかかわらず請求しなかつ
たという回答である。東電社員のことを考える
と心が沈み、請求すらできないといった状態
であろうか。このように損害賠償請求の手続きで

あつてさえも、原発事故や東電との関わりを考
えること自体が心の負担になっているという記
述も複数ある。避難者が損害賠償請求に関わ
るときの気持ちをおもひかへる時、注視するべき
記述であろう。

おわりに

震災から3年半以上が経過した時点で、原発
事故に対する損害賠償請求が現在も続いている
ということは、それだけ原賠審が示した賠償金
が被災者の現実とかけ離れていることの表れで
はないだろうか。区域内の避難者にとって、原
発事故で被災し避難生活を余儀なくされている
上に、次々と対補される賠償金請求手続きの負
担は如何ばかりであろう。また、区域外からの
避難者にとっても、不安があったからこそその避
難であり、原発事故が所以となった経済的心理
的負担が強いられている。

本論では、原発震災後2年半が経過した時点
で実施した「栃木県内の避難者アンケート」
より、損害賠償請求をしたかどうか、また専門
家による相談会や説明会へ参加したかについ
て、避難者の動向や個々の状況を分析した。こ
れらの分析結果をまとめると次のようになる。

- ① 東電へ請求したかについては、区域内の避
難者の多くが請求したが、区域外の避難者
の75%が請求をしていなかった。
- ② 専門家に相談したり、説明会に参加したり
したかについては、区域内の避難者の34%
が参加しているが、区域外の避難者は参加
してなかった。また、相談した96%の避
難者が損害賠償請求をしていた。相談しな
かった場合、損害賠償請求した世帯は64%
となった。
- ③ 高齢者の有無にかかわらず、区域内では損
害賠償請求をする世帯が多かった。区域外
では、高齢者のいる世帯数が少ないが、そ

の高齢者がいる世帯であっても損害賠償
請求をする割合は区域内の割合よりも低
かった。また、区域内の高齢者がいる世帯
では相談している割合が40%と高かった。

- ④ 子育て世帯は、区域外の避難者であっても
35%の世帯が損害賠償請求をした。区域外
であることを理由に請求を諦めている声も
あるが、手続きが分からないという声も複
数あり、子育て世帯以外よりも請求に対
して積極的な気持ちを持っていた。しか
し、子どもが預けられない、日程が合わ
ない等で専門家への相談、説明会に参加する
世帯は15%にとどまった。

原子力損害賠償支援機構は「原子力損害の賠
償が迅速かつ適正に実施される」ようにと謳っ
ているが、損害賠償紛争が被害者の生活にと
つての早期解決となるならまだしも、政府や東電
にとっての早期解決になることは、避けなけれ
ばならない。被災者の受けた被害を補填する賠
償が迅速に行われることが第一であり、その一
歩として相談会や説明会の改善も必要であ
らう。

このアンケートは「中間指針第4次追補」が
提示される以前に実施したため、提示後の相談
会への出席や賠償請求の件数の変化につい
ては明らかにできていない。しかし、本論の分析結
果より相談会・説明会の開催について子育て世
帯への配慮や開催日時の変更など、いくつかの
検討事項が明らかとなった。相談会・説明会へ
参加しやすくすることによって、被災者の損害
賠償請求を促すことができることは、本論でも
明確となった。

また、本論では、福島県内区域外から栃木県
への避難者が、賠償請求しにくい状況が浮き彫
りになった。区域外からの避難者は、放射線量
に対する不安も含めて少なからず放射能汚染の
被害を受けているからこそ、事故以前の居住地

を離れるという苦渋の選択をしている。にもかかわらず、そういった被害に対する補償を請求する道すら閉ざされている状況がある。アンケートでは、「区域外の避難者には賠償金が支払われない」というような、あきらめの記述回答が多かったが、実際には、山形避難者母の会の活動を通して賠償請求を実現している前例もある。栃木県内の避難者アンケートでも、子育て世帯が、他の世帯と比較すると賠償請求に対して積極的な姿勢も垣間見られた。今後、区域外の避難者に対する賠償請求の方法を、相談会や説明会をはじめとするあらゆる方法によって、対象者に積極的に周知されることが求められている。区域外の避難者がより明確に損害賠償対象として含められるよう、状況を今後も注視していく必要がある。

損害賠償を受けている区域内の避難者も、より積極的に賠償されるべき区域外の避難者も、現在、実際の被害を、損害賠償によって充分補償されている事例は限られていると思われる。更に金銭によって補償できない損害も多大に存在する。しかし、一人ひとりの国民・住民に対して原発災害が引き起こした損害に真摯に向き合い、少なくとも金銭によって補償していくことが、東京電力、そして国策として原発を推進してきた国家の責務ではないだろうか。

区域内外の避難者の実被害に見合う補償を支払うことになれば、膨大な賠償金額になることは必至であり、政府や東電にとっては避けたい事態であるに違いない。しかし、全ての被災者に賠償金を支払ってこそその原発事故損害コストである。もし、原発が事故を起こしたらどれほどの金銭的損害となるか。日本全国の全ての原発が稼働をしていない現在（2014年11月現在）、原発を稼働させることのリスクを考える一つの指標ともなるはずである。

謝辞

本報告は、2013年8月に「栃木県への避難者アンケート」に回答くださった皆様のご回答を元に分析しました。回答いただいた方々に御礼申し上げますと共に、皆様の避難生活のご無事をお祈り申し上げます。また、栃木避難者母の会代表の大山香様には損害賠償請求に関するご意見、情報をいただきました。本研究は、科学研究費「原発震災後の人間の安全保障の再検討—北関東の被災者実態調査に基づく学際的考察」(25590030)の助成に基づく研究成果です。最終的な報告内容については、筆者に全責任があります。

参考文献

- 浦川道太郎（2013）「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」『環境と公害』43巻2号、9-16頁。
- 小祝慶紀（2013）「放射性物質による環境汚染に係る法制度と将来の損害賠償請求—将来の健康被害への補償の可能性についての政策的課題—」『比較法制研究』36号、169-198頁。
- 小海範亮（2013）「原発事故損害賠償請求に関する弁護士の具体的取組み—これまでのADR申立活動と地域住民の組織化—」『環境と公害』43巻2号、25-31頁。
- 小島延夫（2013）「原子力損害賠償紛争解決センターでの実務と被害救済」『環境と公害』43巻2号、17-24頁。
- 阪本公美子・匂坂宏枝（2014a）「2013年度栃木県へ避難している方へのアンケート調査」（2013年8月実施 12月発表）『2013年北関東地域の被災者アンケート調査 福島県からの避難者アンケート調査 資料集』CMPS FSP、44-45頁。
- 阪本公美子・匂坂宏枝（2014b）「3.11震災から2年半経過した避難者の状況—2013年8月栃

I 論文

木県内避難者アンケート調査より一」『宇都宮大学国際学部研究論集』第38号、13-34頁。

高橋若菜・阪本公美子・匂坂宏枝（2014）
「2011-13年 福島県からの避難者アンケート～栃木県・茨城県・群馬県での大学合同アンケートおよび新潟県実施アンケートから避難の実情を探る～」『2013年 北関東地域の被災者アンケート調査 福島県からの避難者アンケート調査』CMPS FSP、54頁。

中川素充（2014）「賠償で分断される原発被害者—主に区域外避難者・滞在者の賠償問題をめぐって—」『環境と公害』44巻1号、52-56頁。

福島県避難者支援課「福島県から県外への避難状況」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/90191.pdf>（2014年10月16日現在）。

福島県避難者支援課（2014年4月28日）「福島県避難者意向調査 調査結果（概要版）」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/61530.pdf>（2014年11月14日閲覧）。

福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト（FSP）
（2014a）「栃木県へ避難している方へのアンケート（2013年8月実施）」宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター（CMPS）ホームページ<http://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/fsp/proj4.html>（2014年12月2日閲覧）。

FSP（2014b）『福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト（FSP）報告書 2013年4月～2014年2月』CMPS FSP、118-120頁。

除本理史（2013）「原発事故の回復と賠償・補償はどうあるべきか—「ふるさと喪失」を中心に—」『環境と公害』43巻2号、37-43頁。

米倉勉（2013）「「福島原発避難者訴訟」における損害論—平穏生活権侵害における損

害と因果関係—」『環境と公害』43巻2号、32-36頁。